

「公衆浴場用」と「農業集落排水事業」の使用料体系について

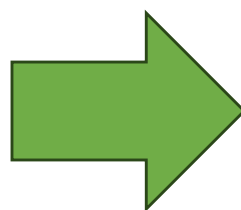
1. 「公衆浴場用」の使用料体系について
2. 「農業集落排水事業」の使用料体系について

1. 「公衆浴場用」の使用料体系について

「公衆浴場用」の使用料体系は、一般用の使用料体系の改定に合わせて改定します。使用料収入30%増を目標としているため、**基本使用料と従量使用料を共に30%増加する**こととします。

現行（税抜き）

基本使用料	従量使用料
0～100m ³	101m ³ ～
4,611円	48円／m ³



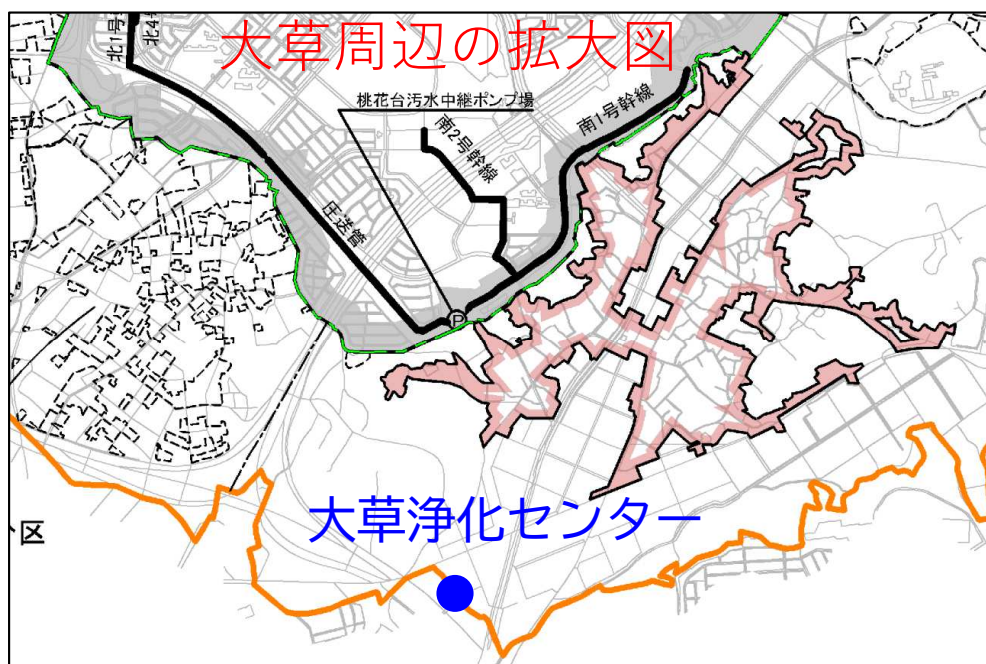
30%改定後（税抜き）

基本使用料	従量使用料
0～100m ³	101m ³ ～
5,994円	62円／m ³

2. 「農業集落排水事業」の使用料体系について

農業集落排水事業は、集落の各家庭から出る汚水をまとめて処理することで農業用水をきれいにしようとする事業です。「使用料は公共下水道の一般用に準ずるもの」としています。

対象地区	大草地区 (薄ピンク囲い箇所)
工事開始	平成8年度
供用開始	平成16年度



公共下水道の一般用の使用料改定に準じて改定を実施します。